

入札書等の送付方法（単体）

入札後資格確認型一般競争入札においては、次のものを入札書受付期間内に送付しなければなりません。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書

注 意

【電子入札システムを利用して入札に参加する場合】

(1) (2)とも、電子入札システムを利用して、入札書受付期間内に送付すること。

(※ (1)は、電子入札システムによる入札書であり、紙様式の入札書を添付送付するものではない。) ただし、(2)の工事費内訳書が3MBを超える場合は、(2)の工事費内訳書のみ入札書受付期間内に持参すること。この場合でも、入札書は電子入札システムを利用して送付すること。

なお、(2)の工事費内訳書が3MBを超える場合は、工事費内訳書を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット（PDF作成ツール）で作成したもの）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できません。）。

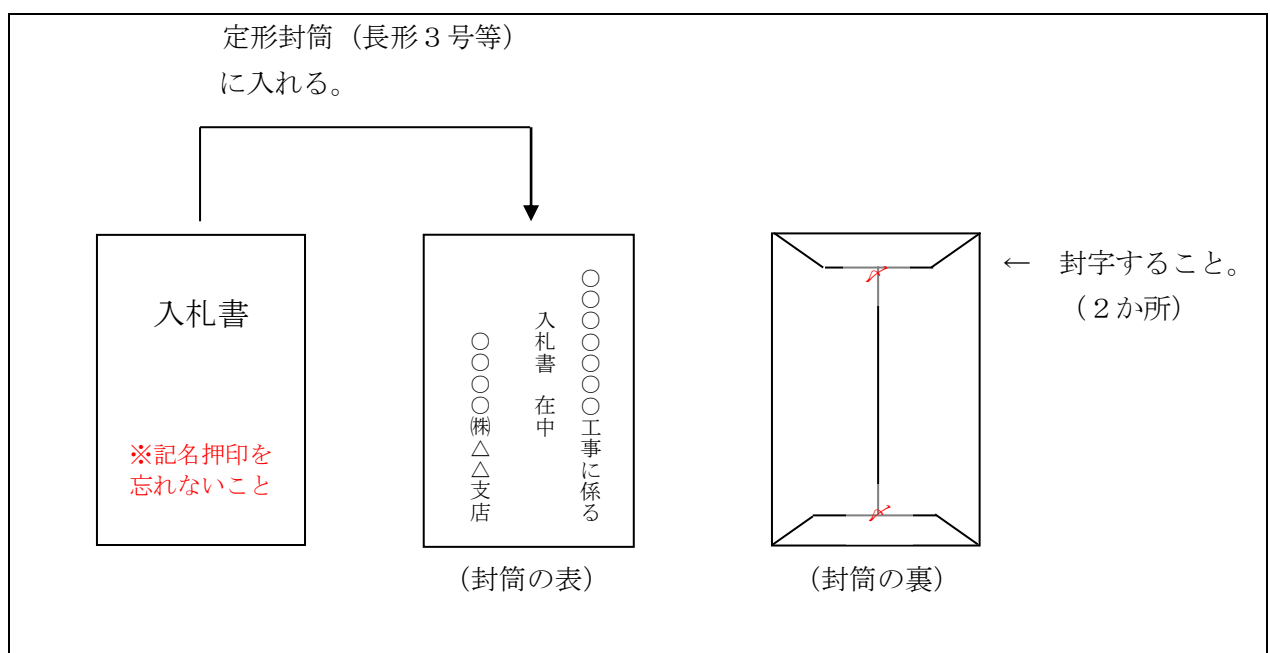
【紙移行により入札に参加する場合】

定形封筒に入れ「ㄨ」などで封字した(1)と(2)と一緒に封筒に入れ、「ㄨ」などで封字したものを入札書受付期間内に契約担当課へ持参すること。

※ その他、詳細については入札説明書を参照のこと。

持参にあたっての具体的な方法は以下の図を参照してください。

1 入札書の封字（紙移行により入札に参加する場合のみ）



2 入札書（封字済）・工事費内訳書の封入

